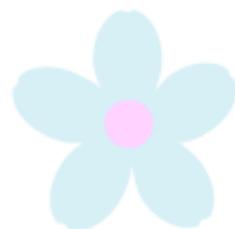


お茶の間トーク 2024～2025

●出前メニュー●



メニュー外のリクエストにもお応えします

留 萌 市

メニュー	担当	ページ
暮らし・環境 (P5～6)		
No.1 有害鳥獣で被害に遭わないために	環境保全課	5
No.2 地球温暖化防止対策 「クールチョイス」から「デコ活」へ	環境保全課	
No.3 循環型ごみ処理を目指して	環境保全課	
No.4 知って得する税の「豆知識」	税務課	
No.5 きちんと理解しましょう「年金制度」	市民課	
No.6 民生委員・児童委員の活動と市民の協力について	社会福祉課	
No.7 飲料水はこうして作られる(浄水場)	上下水道課	6
No.8 水道料金で運営しています！	上下水道課	
No.9 ここで「きれいな水」にしています～浄化センター～	上下水道課	
No.10 下水道に接続しましょう！	上下水道課	

メニュー	担当	ページ
保健・福祉（P7～9）		
No.1 健康を核としたまちづくりとるもいコホートピア	コホートピア推進室	7
No.2 知って防ごう生活習慣病	保健医療課	
No.3 おいしく食べて、いきいき健康	保健医療課	
No.4 健やか親子のすすめ ～母子保健事業を活用しよう～	保健医療課	
No.5 第4次留萌市食育推進計画について	農林水産課	
No.6 笑顔で健康！「特定健診・保健指導」	市民課	
No.7 おしえて「国民健康保険」	市民課	8
No.8 おしえて「後期高齢者医療」	市民課	
No.9 介護保険制度について	介護支援課	
No.10 生活保護制度について	社会福祉課	
No.11 障害福祉サービスってなに？	社会福祉課	
No.12 高齢者の在宅福祉サービスについて	地域包括支援センター	9
No.13 高齢になった時の金銭管理について	地域包括支援センター	
No.14 高齢者の相談窓口「地域包括支援センター」	地域包括支援センター	
No.15 みんなで学ぼう認知症！	地域包括支援センター	
No.16 留萌市立病院看護部出前講座	市立病院 看護部	

メニュー	担当	ページ
教育・子育て（P10～11）		
No.1 ～子どもたちの生きる力 夢・希望・笑顔あふれるまちづくり～ 「留萌市子ども・子育て支援事業計画」について	子育て支援課	10
No.2 広げよう子育ての輪「子育て支援センター」	子育て支援課	
No.3 ～妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援～ 子育て世代包括支援センターについて	子育て支援課	
No.4 ～地域とともにある学校づくりをめざして～ 「留萌市版 コミュニティ・スクール」について	教育政策課	
No.5 ～子どもたちの望ましい教育環境のために～ 「留萌市立小中学校の適正規模等に関する基本方針」について	教育政策課	
No.6 生涯学習ってなに？	生涯学習課	11
No.7 留萌市民の貴重な財産～留萌市の文化財について～	生涯学習課	
No.8 日本の産業を支えたニシン漁の話 旧留萌佐賀家漁場と漁撈用具	生涯学習課	
No.9 終戦秘話 留萌沖三船遭難	生涯学習課	
No.10 おしえて「学校給食事業の民間委託化」について	学校給食センター	

メニュー	担当	ページ
防災・防犯 (P12)		
No.1 防災意識を高めましょう！	総務課	12
No.2 交通事故から身を守るために	総務課	
No.3 「賢い」消費者になりましょう！	経済観光課	
No.4 犯罪に巻き込まれないために	総務課	
身近な市政 (P13～15)		
No.1 みんなでつくる まち・ひと・きぼう 次の時代へ続く留萌 [第6次留萌市総合計画]	政策調整課	13
No.2 留萌市自治基本条例 ～みんなで力を合わせてまちづくりをしていきましょう！～	政策調整課	
No.3 留萌市応援寄附(ふるさと納税)について	ふるさと納税課	
No.4 市の財政 ～規律を守り健全で持続可能な財政運営を進めるために～	財務課	
No.5 わかりやすい地方公務員制度	総務課	
No.6 情報公開制度と個人情報保護制度について	総務課	
No.7 男女共同参画社会の実現に向けて	政策調整課	14
No.8 橋は壊れないの？	都市整備課	
No.9 港を知って、みなと・まちづくり	港湾・再生可能エネルギー室	
No.10 飛び出せ！ るもいびと ～市民活動推進条例～	政策調整課	15
No.11 地域公共交通について	政策調整課	
No.12 漁業振興に向けた産学官連携事業	農林水産課	
No.13 幌糠農業・農村支援センターの取り組みについて	農林水産課	
No.14 なぜ地籍調査が必要か？	都市整備課	

お茶の間トーク(出前講座)メニュー 2024～2025

○暮らし・環境

 No.1 有害鳥獣で被害に遭わないために 環境保全課

有害鳥獣ってどんな動物？

- 1 有害鳥獣の種類
- 2 有害鳥獣発生、被害の状況
- 3 留萌市鳥獣被害防止計画を知っていますか？
- 4 被害に遭わないためにできること

 No.2 地球温暖化防止対策 「クールチョイス」から「デコ活」へ 環境保全課

温暖化対策の必要性

- 1 クールチョイスについてと行ってきた取り組み
- 2 カーボンニュートラル（二酸化炭素排出実質ゼロ）とは
- 3 デコ活について
- 4 みなさんをお願いしたいこと

 No.3 循環型ごみ処理をめざして 環境保全課

ごみの分別は、どうするの？

- 1 どうしてごみを分別するの？
- 2 分別区分のまぎらわしいごみは？
- 3 ごみ減量のコツって？
- 4 不適ごみの減量にご協力を！

 No.4 知って得する税の「豆知識」 税務課

なぜ、確定申告をする必要があるのでしょうか？所得税と市税の違いなど、税の仕組みの疑問にお答えします。

「社会の会費」である市税に親しんでもらう講座です。

 No.5 きちんと理解しましょう「年金制度」 市民課

国民年金に関する事項について

- 1 老後の支え「老齢基礎年金」
- 2 万一の事故などのときも安心「障害基礎年金」
- 3 一家の大黒柱に先立たれたら「遺族基礎年金」
- 4 その他
(年金保険料免除制度、高齢任意加入制度、
無年金者に係る相談、口座振替制度)



No.6 民生委員・児童委員の活動と市民の協力について

社会福祉課

民生委員・児童委員は、幼児から高齢者そして障がい者、低所得者等に関わる身近な相談員として地域の中で活動しています。

活動の内容を多くの方々に知ってもらい、理解し協力することで「住んでよかった!」「住み続けたい!」と思える地域づくりを目指します。



No.7 飲料水はこうして作られる(浄水場)

上下水道課

川から取水した水はこうして飲料水になり、各家庭へと給水されます。



No.8 水道料金で運営しています!

上下水道課

- 1 水道事業のしくみ
 - (1) 水道事業ってなに?
 - (2) 水道料金の使いみちは?
- 2 前年度の決算はこうなりました。
- 3 今年度の予算はどうなってるの?
- 4 水道料金のしくみ
 - (1) 水道使用量の料金区分
 - (2) 水道料金の計算方法
- 5 引越しの時はどうすればいいの?
 - (1) 引越しの時の手続き
 - (2) 引越しの時の水道料金の計算
- 6 水道料金の支払方法
- 7 もし払わなかったらどうなるの?



No.9 ここで「きれいな水」にしています ~浄化センター~

上下水道課

汚水をきれいにして留萌川へ流しています。(公共水域の水質保全)

- 1 汚水の処理方法 → 標準活性汚泥法
- 2 汚泥の処理方法 → 濃縮 → 脱水 → たい肥化(民間処分場)



No.10 下水道に接続しましょう!

上下水道課

- 1 どうして下水道が必要なの?(下水道事業について)
- 2 地域の方々にご理解、ご協力をお願いしております(下水道の普及促進)
- 3 大雨が降っても大丈夫です。(防災について)
- 4 今年度の下水道工事箇所と今後の計画について(公共水域の水質保全)
- 5 どうして払わなければならないの?(下水道受益者負担金)
- 6 何に使われているの?(下水道使用料)

○保健・福祉

 No.1 健康を核としたまちづくりとるもいコホートピア コホートピア推進室

るもい健康の駅を拠点に、官民が連携しながら市民の健康を守り、健康を核とした町の活性化を目指しています。予防医学の推進や健康啓発活動など、るもい健康の駅を拠点に展開する取り組みについて説明します。

 No.2 知って防ごう生活習慣病 保健医療課

生活習慣病を正しく理解し、自分の生活習慣を見直しながら病気の予防に心がけましょう！

 No.3 おいしく食べて、いきいき健康 保健医療課

健康への関心が高く、情報があふれているのに生活習慣病は減りません。その多くは、食生活との関連が指摘されています。食事、食生活のポイント等をわかりやすく説明します。

 No.4 健やか親子のすすめ～母子保健事業を活用しよう～ 保健医療課

親子で共に健やかに成長していくための様々な母子保健事業について、ご紹介します。

 No.5 第4次留萌市食育推進計画について 農林水産課

「食」に関する知識と選択する力を習得し、生涯にわたり健康で豊かな生活の実現を目指すため、第4次留萌市食育推進計画を策定し、令和5年4月から食育の推進に取り組んでいます。

- 1 食育の重要性について
- 2 推進計画の基本方針と主な取り組み
- 3 地産地消の推進について

 No.6 笑顔で健康！「特定健診・保健指導」 市民課

特定健診とは

- 1 どんな人が対象なの？
- 2 通院中でも受ける必要があるの？
- 3 いつ、どこで健診を受けられるの？
- 4 どんな健診をするの？

保健指導とは

- 1 指導の対象ってどんな人なの？
- 2 具体的にどんな指導をするの？
- 3 健診の結果からどんなことがわかるの？
- 4 運動や食事などの生活習慣って影響あるの？

<p> No.7 おしえて「国民健康保険」</p>	<p>市民課</p>
<p>1 どんな人が加入しているの？ 2 加入、脱退の手続き方法は？ 3 国保税はどのように決められるの？ 4 医療費が高くなった時、どんな手続きがあるの？ 5 国保会計の財政状況はどうなっているの？</p>	
<p> No.8 おしえて「後期高齢者医療」</p>	<p>市民課</p>
<p>1 何歳から対象になるの？ 2 保険料はいくらになったの？ 3 どんな場合、年金から保険料が引かれるの？ 4 医療費が高くなった時、どんな手続きがあるの？ 5 今後、医療制度はどのように変わるの？</p>	
<p> No.9 介護保険制度について</p>	<p>介護支援課</p>
<p>介護保険制度は、40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。 介護保険の概要、要介護認定から介護保険の利用までを分かりやすく説明します。</p>	
<p> No.10 生活保護制度について</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>生活に困った時、「生活保護法」による保護を受けることは、国民すべてに与えられた平等の権利です。 1 生活保護制度ってなに？ 2 どんな人が生活保護を受けられるのか？ 3 どんな扶助があるのか？ 4 生活保護を受けるためにはどうしたらいいの？</p>	
<p> No.11 障害福祉サービスってなに？</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>障がいのある方々の日常生活や社会生活を支援するため、「障害者総合支援法」においてさまざまな障害福祉サービスが提供されています。 1 障害福祉サービスってなに？ 2 どんな人がサービスを受けられるの？ 3 どんなサービスがあるの？ 4 サービスを受けるためにはどうしたらいいの？</p>	
<p> No.12 高齢者の在宅福祉サービスについて</p>	<p>地域包括支援センター</p>
<p>留萌市では、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるため、緊急通報システム、除雪サービス、給食サービス等の在宅福祉サービスを実施しており、それぞれの事業の概要を分かりやすく説明します。</p>	



No.13 高齢になった時の金銭管理について

地域包括支援センター

高齢になって判断する力が衰えたり、認知症や精神的な障がいなどがある場合には、適切な金銭管理ができないことがあります。
安心して暮らせるために活用できる制度を分かりやすく説明します。



No.14 高齢者の相談窓口「地域包括支援センター」

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、安心した生活を続けられるように支援を行う相談機関です。「介護予防」のお手伝いはもちろん、介護に関する相談、高齢者の権利を守るための取り組みを行っています。



No.15 みんなで学ぼう認知症！

地域包括支援センター

65歳以上の4人に1人が認知症の人もしくは予備軍と言われており、認知症は誰にも起こりうる身近な病気です。地域包括支援センターでは、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」の養成講座を行なっています。
みなさんで認知症について学んでみませんか？



No.16 留萌市立病院看護部出前講座

市立病院 看護部

- 1 お母さん、あわてないで！（急な子どもの病気や怪我への正しい対処法）
- 2 正しい性の知識を持っていますか？（青少年の性教育に）

○教育・子育て

 No.1 ~子どもたちの生きる力 夢・希望・笑顔あふれるまちづくり～
「留萌市子ども・子育て支援事業計画」について 子育て支援課

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度から『子ども・子育て支援新制度』が始まり、市においても、5年を1期とする「留萌市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。令和2年度から令和6年度までは「第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画」により子ども・子育て支援事業の推進を図っていきます。

 No.2 広げよう子育ての輪「子育て支援センター」 子育て支援課

子育て支援センターは、地域における子育ての拠点として、児童センター事業を含め、様々な事業を展開しています。
事業の内容や取り組みについて詳しくお話しします。

 No.3 ~妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援～
子育て世代包括支援センターについて 子育て支援課

留萌市では、令和5年4月1日から子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う取組を進めています。

- 1 母子保健や子育て相談について
- 2 妊娠・出産・産後のことについて
- 3 子育てに関する情報提供について

 No.4 ~地域とともにある学校づくりをめざして～
「留萌市版 コミュニティ・スクール」について 教育政策課

留萌市では、平成30年4月から全ての市内小中学校に学校運営協議会を設置し、学校と地域が目指す子ども像を共有しながら、学校・家庭・地域が連携協力して子どもを育てる取組を進めています。

- ・コミュニティ・スクールについて
- ・学校運営協議会の役割
- ・学校支援ボランティアの取組

 No.5 ~子どもたちの望ましい教育環境のために～
「留萌市立小中学校の適正規模等に関する基本方針」について 教育政策課

現在、市内には小学校5校、中学校2校を設置していますが、少子化は急速に進んでおり、ほとんどの学校が標準的な学校規模（小学校12～18学級、中学校9～18学級）に満たない状況です。

子どもたちの望ましい教育環境を最優先に考え、留萌市人口ビジョンに基づく児童生徒数の推計を踏まえて、適正規模等に関する考え方や今後の取組について基本方針を定めました。

 No.6 生涯学習ってなに？ 生涯学習課

生涯学習社会の実現に向けた留萌市の施策について

- 1 生涯学習について
- 2 留萌市の社会教育事業
- 3 留萌市の社会教育施設の機能と役割
- 4 留萌市の芸術文化、スポーツ振興助成、全国大会等遠征費助成金について

 No.7 留萌市民の貴重な財産 ～留萌市の文化財について～ 生涯学習課

文化財保護・保存の意義及び留萌市民共通の貴重な財産について

- 1 留萌市指定文化財の概要
- 2 市指定以外の文化財の概要
- 3 埋蔵文化財包蔵地（住居跡などが埋蔵していると思われる土地）の概要

 No.8 日本の産業を支えたニシン漁の話
旧留萌佐賀家漁場と漁撈用具 生涯学習課

国指定の史跡となっている「旧留萌佐賀家漁場」と、国指定の重要有形民俗文化財「留萌のニシン漁撈用具」を通して、北海道の主要産業であり、肥料として日本の産業を支えたニシン漁についてお話しします。

 No.9 留萌沖三船遭難 ～終戦秘話～ 生涯学習課

昭和20年、樺太からの引き揚げ船が、留萌沖で攻撃される事件が起こったことを知っているでしょうか。終戦の日とされる8月15日の後も、戦争は終わらず、留萌沖では多くの犠牲者が出ました。この悲劇を後世に語り継ぐため、三船遭難事件について学びます。

 No.10 おしえて「学校給食事業の民間委託化」について 学校給食センター

現在、留萌市教育委員会では、学校給食センター施設の有償譲渡による民間事業者が調理提供する学校給食事業の民間委託化導入の検討を進めています。

本講座では、導入理由や導入効果などの検討内容をお話しします。

- 1 どうして学校給食の民間委託化の導入を検討しているの？
- 2 導入したらどんな効果があるの？
- 3 献立メニューは変わるの？
- 4 給食費はどうなるの？

○防災・防犯



No.1 防災意識を高めましょう！

総務課

「備えあれば憂いなし」と昔から言われるように、災害発生時など、いざというときのために、市民一人一人が防災に対する意識を高め、更には地域全体で災害による被害を最小限に抑えるための準備や行動が大切です。日頃から個人はもちろん、町内会など地域単位で「自主防災組織」などを結成し、防災意識を高めると共に、災害に強い「ひと・まち」を創っていきましょう。



No.2 交通事故から身を守るために

総務課

高齢者や幼児などが交通事故の犠牲となるケースが後を絶ちません。交通事故のない安全で安心して暮らせるまちをつくるためには、皆さん一人一人の交通安全対策が重要となります。本講座では、交通事故の現状や交通安全対策などについて、お話しします。



No.3 「賢い」消費者になりましょう！

経済観光課

悪質商法のトラブルは後を絶ちません。年々多様化する悪質商法の被害にあわないためには、その手口をよく認識し、被害を未然に防ぐ必要があります。

悪質業者からあなたの大切な財産を守るために、きちんとした知識を身につけて、賢い消費者になりましょう。



No.4 犯罪に巻き込まれないために

総務課

高齢者を狙った「特殊詐欺」や「空き巣」による被害が相次いで発生しています。また、「自動車盗難」や「車上荒らし」も後を絶たないことから、皆さん一人一人の自主防犯対策が重要となります。本講座では、防犯対策のポイントや対処法などについて、お話しします。

○身近な市政

 No.1 みんなでつくる まち・ひと・きぼう 次の時代へ続く留萌
[第6次留萌市総合計画] 政策調整課

- みんなでつくる まち・ひと・きぼう 次の時代へ続く留萌
- 1 総合計画とは
 - 2 総合計画策定の背景
 - 3 総合計画の策定「4つのキーワード」と「4つの基本理念」
 - 4 6つの基本政策と基本施策、施策区分
 - 5 市民会議からのメッセージ

 No.2 留萌市自治基本条例
～みんなで力を合わせてまちづくりをしていきましょう！～ 政策調整課

留萌市では、平成19年4月1日に制定された「留萌市自治条例」に基づきながら、市民・議会・市が連携・協力し、市民一人ひとりが幸せに暮らしていけるようなまちづくりを進めています。
本講座では、この条例を制定した目的や市民・議会・市それぞれのやくわりなどについて、お話しします。

 No.3 留萌市応援寄附(ふるさと納税)について ふるさと納税課

永遠に持続できるふるさとの海、山、健康づくりを進め、誇りをもって未来を担う子どもたちに引き継ぐまちづくりを進めるため、留萌市応援寄附条例を制定し、「ふるさと・るもいの応援団」からの寄附を募っています。

- 1 留萌市応援寄附条例(基金)とは？
- 2 ふるさと納税とは？
- 3 留萌市に寄附するには、どうしたらいいの？

 No.4 市の財政
～規律を守り健全で持続可能な財政運営を進めるために～ 財務課

平成21年度から7年間取り組みを進めてきました「新・留萌市財政健全化計画」が無事に終了したことに伴い、規律を守り健全で持続可能な財政運営を進める指針とすることを目的とした平成28年度から5年間の「留萌市中期財政計画」に基づき、今後においても再び財政の危機的状況に陥ることがないように取り組みを進めていますので、その内容について分かりやすく説明します。

- 1 中期財政計画(計画の策定目的、市の財政状況、5つの財政規律など)
- 2 市の予算・決算(予算・決算の仕組みや決定までの過程など)

 No.5 わかりやすい地方公務員制度 総務課

地方公務員法の概要、地方公務員である留萌市職員の給料及び諸手当・勤務条件など、地方公務員制度全般に対する市民の疑問に答えながら、その内容についてわかりやすく説明します。

 No.6 情報公開制度と個人情報保護制度について 総務課

情報公開制度と個人情報保護制度は、市政に関する情報を市民と市とが共有し、市が保有する個人情報の適切な保護を図ることを目的としています。市が保有している個人情報の適切な保護を図ることで、皆さんとの信頼関係を築き安心して暮らせる住みよい町を作っていきます。

 No.7 男女共同参画社会の実現に向けて 政策調整課

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現を目指して、令和5年3月に「留萌市男女共同参画基本計画」（令和5年～14年の10ヵ年計画）を策定し、令和5年4月から各事業に取り組んでいます。

- 1 男女共同ってなに？
- 2 どんな取り組みがあるの？
- 3 身近にできる取り組みは？

 No.8 橋は壊れないの？ 都市整備課

- 1 留萌市の橋はいくつあるの？ 年齢は？
- 2 橋はなにでできているの？
- 3 どうやって造るの？
- 4 老朽化した橋はこれからどうなるの？

 No.9 港を知って、みなと・まちづくり 港湾・再生可能エネルギー室

留萌港は明治の時代から整備され、道北圏の物流拠点として地域経済を支えてきました。港がどう作られ、街にどのような効果があったのか、市民の財産としてこれから港をどのように利用していくか考えるため、港の状況を市民のみなさんに知っていただき、一緒に港を中心としたまちづくりを考えたいと思います。

- ①港の歴史／②港の整備費／③港の貨物／④港のつかい方／⑤これからの港



No.10 飛び出せ！ るもいびと ～市民活動推進条例～

政策調整課

「留萌市市民活動の推進に関する条例」に基づく、市民活動を支援するための制度について説明し、助成制度の活用と市民活動の活性化、基金の増資などにより「元気な留萌づくり」を目指します。



No.11 地域公共交通について

政策調整課

留萌市は、少子高齢化・過疎化により路線バスの利用者は減少しており、将来、その維持が困難となることが懸念され、また公共交通機関の空白地域が存在しています。

このため、市民がより利用しやすく、交通事業者が持続的に運行できる公共交通網の構築のため、「留萌市地域公共交通計画」を進めています。

地域公共交通が抱える現状や課題を市民の皆さまにも理解していただき、一緒にこの問題について考えていきたいと思えます。



No.12 漁業振興に向けた産学官連携事業

農林水産課

漁業の振興を図るため、新星マリン漁業協同組合・東海大学・はこだて未来大学・留萌市の産学官連携により、漁業資源の増殖試験・ICTを活用した海洋環境データ取得試験など基礎的な調査研究を実施しています。



No.13 幌糠農業・農村支援センターの取り組みについて

農林水産課

- 1 幌糠農業・農村支援センターの役割について
- 2 実験ハウスでの取り組みについて
- 3 乾燥加工施設での取り組みについて
- 4 これからの留萌市農業について

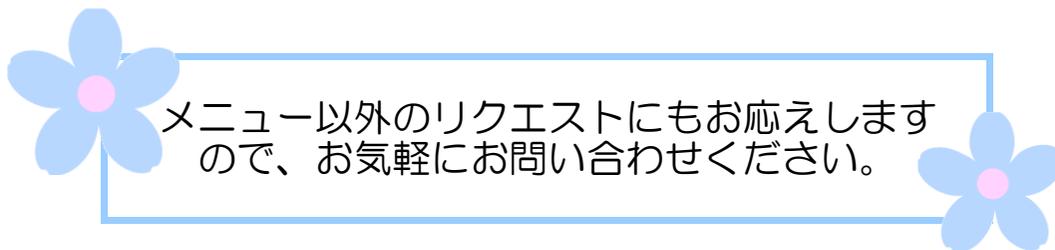


No.14 なぜ地籍調査が必要か？

都市整備課

地籍調査で土地の境界を明らかにしよう。

現在使われている地図は、大正～昭和前期に作成された土地連絡査定図など、古い地図が基本になっており、現地と登記所地図、登記簿等との不一致によるトラブルが生じております。地籍調査は、近代的な測量技術により精度の高い測量結果を得ることができ、現地と登記図・登記簿との不一致が解消されます。



お茶の間トークは、申し込みも簡単です！



この「お茶の間トーク」は、次のことを目的としています

- 1 市政について、市民の知る権利を保障します。
- 2 市民の市政に対する関心を深め、意識啓発を図ります。
- 3 市民の意見・要望を聴き取り、市民参加による市政振興を推進します。



出前トークの申し込み方法を説明します

- 1 申し込みには下記の条件があります。
 - ・留萌市民が申請者となり、参加者5人以上で申し込んでください。
 - ・説明会は、おおむね20名、意見交換会等は15名までです。
※メニューによっては、人数を超えても受け付けいたします。
 - ・出前メニューの中から、聞きたいテーマを選んでください。
 - ・時間は1講座30分から1時間程度かかります。
※メニュー以外でもリクエストを受けたまわります。
- 2 以上の条件をクリアできる方は、次のとおりお申込みください。
 - ・代表者は、開催を希望する日の14日前までに、申込書を市長（市政策調整課）に提出してください。

お申込み・お問合せ先は…



留萌市役所
地域振興部政策調整課

電話 4 2 - 1 8 0 9 F A X 4 3 - 8 7 7 8
Eメール kikaku@e-rumoi.jp